

◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
第3分野 地域における男女共同参画の推進									
1 地方創生のために重要な女性の活躍推進									
ア 地方の企業における女性の参画拡大									
196	①	地方公共団体が、「新たな日常」に対応した多様な柔軟な働き方の定着や女性デジタル人材の育成、様々な課題・困難を抱える女性への支援、学び直しやキャリア形成の支援、起業支援、改正された女性活躍推進法により新たに行動計画策定等の義務対象となる中小・小規模事業者への支援など、多様な主体による連携体制の構築の下で地域の実情に応じて行う取組を、地域女性活躍推進交付金により支援する。また、地方公共団体が行う男女共同参画社会の実現に向けた取組については地方財政措置が講じられており、各地方公共団体の状況に応じて、自主財源の確保を働きかける。	内閣府	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体が多様な主体による連携体制の構築の下で地域の実情に応じて行う取組を地域女性活躍推進交付金によって支援しているところ。 【執行実績（2024年9月時点）】 令和6年度交付決定額：948,543千円 令和5年度実績額：978,172千円 令和4年度実績額：788,992千円 令和3年度実績額：804,998千円 「男女共同参画に関する「基礎研修」及び「苦情処理研修」や「都道府県・政令指定都市男女共同参画主管課長等会議」において、男女共同参画社会の実現に向けた取組については、地方交付税交付金（地方財政措置）による自主財源の活用を働きかけている。 	<ul style="list-style-type: none"> 2019年の計画策定時から、2020年は1.14%、翌2021年は1.07%と減少していたが、2022年は1.15%、2023年は1.29%（前年比0.14%ポイント増）と増加している。 	<ul style="list-style-type: none"> 安心して暮らすために十分な所得とやりがいを得られる仕事ができ、女性にとって魅力的な地域をつくっていくことが必要であり、引き続き、地方公共団体に対し地域女性活躍推進交付金を活用した取組を促していくとともに、自主財源の確保を働きかけていく。 	地域における10代～20代女性の人口に対する転出超過数の割合	-	-
197	②	現在職に就いていない女性・高齢者等の新規就業の促進及び人手不足に直面する地域の中小企業等の人材確保に資することを目的として、都道府県が官民連携型のプラットフォームを形成し、地域の実情に応じて、「掘り起こし」、「職場環境改善支援」、「マッチング」等の一連の取組を一体的かつ包括的に実施できるよう支援する。	内閣官房	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年度から、地方創生推進交付金を活用した「女性・高齢者等新規就業支援事業」を実施し、女性・高齢者等の新規就業支援に対する都道府県の取組を支援した。 令和5年度からは、デジタル田園都市国家構想交付金を活用した「新規就業等支援事業」に改組し、デジタル技術への習得や死後音への活用促進への支援を拡充した。 	<ul style="list-style-type: none"> 令和6年度は27道府県を採択し、採択額も年々増加するなど、都道府県における女性・高齢者等の新規就業支援に寄与している。 	<ul style="list-style-type: none"> 本事業の活用や優良事例の横展開を行うなど、制度の周知等に努めていく。 	-	-	-
198	②	現在職に就いていない女性・高齢者等の新規就業の促進及び人手不足に直面する地域の中小企業等の人材確保に資することを目的として、都道府県が官民連携型のプラットフォームを形成し、地域の実情に応じて、「掘り起こし」、「職場環境改善支援」、「マッチング」等の一連の取組を一体的かつ包括的に実施できるよう支援する。	内閣府	(No.197参照)	(No.197参照)	(No.197参照)	-	-	-

◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
199	③	女性や若者等の移住・定着の推進のため、地域を支える企業等への就業と移住や、地域における社会的課題の解決に資する起業と移住への支援を行う地方公共団体の取組等について地方創生推進交付金を活用して支援する。	内閣官房	<ul style="list-style-type: none"> デジタル田園都市国家構想交付金（移住・起業・就業型）により、地方公共団体の取組の支援を進めている。 R3：（移住）テレワーク、関係人口要件追加（起業）Society5.0関連業種への支援拡充 R4：（移住）子育て加算新設 R5：（移住）子育て加算拡充（起業）交付対象経費の拡充 R6：（移住）地方就職学生支援 	<ul style="list-style-type: none"> 移住支援事業は令和元年度以降要件の拡充など制度の見直しを行い、活用した移住者は年々増加しており、令和5年度は7,782人が活用し移住している。 起業支援事業も同様に、要件の拡充など制度の見直しを行っており、令和5年度は526者が本事業を活用し起業している。 	引き続き、女性や若者等の移住・定着の推進のため、地域を支える企業等への就業と移住や、地域における社会的課題の解決に資する起業と移住への支援を行う地方公共団体への取組を支援する。	地域における10代～20代女性の人口に対する転出超過数の割合	—	—
200	③	女性や若者等の移住・定着の推進のため、地域を支える企業等への就業と移住や、地域における社会的課題の解決に資する起業と移住への支援を行う地方公共団体の取組等について地方創生推進交付金を活用して支援する。	内閣府	(No.199参照)	(No.199参照)	(No.199参照)	地域における10代～20代女性の人口に対する転出超過数の割合	—	—
201	④	女性も含めた後継者の事業承継を後押し、中小企業・小規模事業者の事業統合・再編を促すため、予算・税制等を含めた総合的な支援策を推進する。また、その活用事例を展開していく。（再掲）	経済産業省	<ul style="list-style-type: none"> 女性も含めた後継者の事業承継を後押し、中小企業・小規模事業者の事業統合・再編を促すため、予算・税制等を含めた総合的な支援策を推進する。また、その活用事例を展開していく。 地方を含めた後継者の活躍を後押しするピッチイベントを開催し、事業承継がビジネスチャンスという気運醸成を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 前年度から引き続き、補助金や税制などの総合的な支援策を講じ、女性を含めた後継者の事業承継の推進を図った。 	引き続き、女性を含めた後継者の事業承継を後押しするため、予算・税制をはじめとする総合的な支援策を推進していく。また、活用事例の展開等を通じて、施策の周知広報を図る。	起業家に占める女性の割合	—	—

◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
202	⑤	男性の経営者や地方公共団体の長に対し「輝く女性の活躍を加速する男性リーダーの会」行動宣言への賛同を促し、それぞれの組織における女性人材の発掘、能力開発、登用、そのための意識変革・働き方改革などの取組を促進する。特に、地方の企業や中小・小規模事業の経営者の賛同を増やす。(再掲)	内閣府	・「輝く女性の活躍を加速する男性リーダーの会」参加者が集うリーダーミーティングを開催し、企業・団体内での女性活躍に係る取組について情報交換を行い、さらなる取組の促進を図った(R3～5年度:各年1回)。また、R3年度より地方や中小企業における女性活躍促進を目指し、都道府県との共催のもと、地域シンポジウムを開催し、参加者の拡大を図っている(R3～5年度:各年3回)。さらに、会を紹介するリーフレットと参加者の取組を紹介する冊子を作成し、自治体、男女共同参画センター、商工会議所など地域で活動する経済団体等に送付している(リーフレットR3年度1,200部、R4,5年度1,500部、冊子R3年度4,500部、R4,5年度1,500部)。なお、参加者向けにメールマガジンを発行し、各社・団体の取組紹介を行うなどグッドプラクティスの横展開を図っている(R6年7月までに53号を発行)。執行額(千円)R3年度:6,312、R4年度:7,461、R5年度:6,694 予算額(千円) R6年度:12,524)	・計画策定時(R2年12月時点)には235人であった参加者数がR6年8月末現在323人となっている。	・引き続きリーダーミーティング及び地方シンポジウムを開催するとともに、冊子やリーフレットによる広報活動を展開し、参加者の拡大に努める。	民間企業の雇用者の各役職段階に占める女性の割合	-	-
203	⑥	女性の活躍状況の把握・分析、その結果を踏まえた目標設定、目標達成に向けた取組を内容とする事業主行動計画の策定、女性の活躍状況に関する情報公表等、女性活躍推進に向けて企業等が行う積極的改善措置(ポジティブ・アクション)等の取組を促進する。また、改正された女性活躍推進法に基づき、新たに義務付けられる取組内容について、あらゆる機会を通じて事業主に対し周知し、円滑な施行及び実効性の確保を図るとともに、企業向けの相談会・説明会の実施や個別企業訪問により女性活躍の取組を行う中小企業を支援する。(再掲)	内閣府	・令和3年に、男女共同参画局から各種関係団体等に対して、女性活躍推進法に基づく事業主行動計画の策定等の仕組みを活用し、女性職員の参画拡大・活躍推進に向けた積極的な取組を推進すること等を要請した。	・特定事業主行動計画の策定、それに基づいた取組の展開、実施状況の公表等により、民間企業の雇用者の各役職段階に占める女性の割合について改善の傾向が見られているものの、第5次男女共同参画基本計画の成果目標の水準には達しておらず、今後も課題である。	・今後も女性の参画拡大・女性の活躍推進に向けた積極的な取組を推進するよう、必要なタイミングで要請を行うことを検討する。	民間企業の雇用者の各役職段階に占める女性の割合 女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし認定)を受けた企業数	経済団体役員に占める女性の割合	-
204	⑥	女性の活躍状況の把握・分析、その結果を踏まえた目標設定、目標達成に向けた取組を内容とする事業主行動計画の策定、女性の活躍状況に関する情報公表等、女性活躍推進に向けて企業等が行う積極的改善措置(ポジティブ・アクション)等の取組を促進する。また、改正された女性活躍推進法に基づき、新たに義務付けられる取組内容について、あらゆる機会を通じて事業主に対し周知し、円滑な施行及び実効性の確保を図るとともに、企業向けの相談会・説明会の実施や個別企業訪問により女性活躍の取組を行う中小企業を支援する。(再掲)	厚生労働省	・中小企業を中心とした事業主を対象として、女性の活躍推進に関する自社の課題を踏まえた取組内容のあり方、定められた目標の達成に向けた手順等について、説明会を実施するとともに、個別企業の雇用管理状況に応じた、オンラインや個別訪問によるコンサルティング等を実施している。また、行動計画に基づく女性活躍に向けた事業主の取組を促進するため女性活躍推進法の履行確保を図っている。	・個別のコンサルティングを受けた企業の満足度は高い傾向にあり、引き続き、政策を推進する上で、企業への個別コンサルティング事業を行うことが有効である。 ・女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画や情報公表においては、義務企業において令和元年改正部分も含め一定の履行がなされてきていると判断したため、令和6年度は説明会の実施予定はない。	・男女の賃金の差異に着目した課題解決支援等、事業主に対するきめ細かな支援を行う。	民間企業の雇用者の各役職段階に占める女性の割合	-	・コンサルティングの実施回数 令和3年度:1,347件 令和4年度:778件 令和5年度:1,255件

◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
205	⑦	女性活躍推進法に基づき、女性の活躍に関する状況把握・課題分析を行った上で、課題解決にふさわしい取組目標及び数値目標を盛り込んだ一般事業主行動計画を策定・公表して取組を行った結果、数値目標を達成した中小事業主に対して助成金を支給する。(再掲)	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度に開始した両立支援等助成金(女性活躍加速化コース)は、一般事業主行動計画の策定義務の対象が拡大されたことを受け、令和4年3月31日をもって廃止された(令和4年3月31日までに行動計画の策定・届出を行った中小事業主は引き続き申請可能)。 	<ul style="list-style-type: none"> 令和6年度について執行率は18.8%と高くないが、助成制度そのものは令和4年3月末をもってすでに廃止され、現在は経過措置(令和4年3月末までに行動計画を策定等した上で取組目標を実施したことにより、数値目標を達成した常用労働者数300人以下事業主に支給する)を残すのみとなっている。申請に至らない事業主が多かった等の要因により、当初見込みを下回り、執行率が低くなったものと考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> 本事業は経過措置として引き続き所要額の予算を確保する。 	民間企業の雇用者の各役職段階に占める女性の割合	—	—
206	⑧	公共調達において、女性活躍推進法に基づく認定等を取扱ったワーク・ライフ・バランス等推進企業を加点評価することにより、これらの企業の受注機会の増大を図る。(再掲)	内閣府	<ul style="list-style-type: none"> 「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」(平成28年3月22日すべての女性が輝く社会づくり本部決定)及び「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する実施要領」(平成28年3月22日内閣府特命担当大臣(男女共同参画)決定)に基づき、毎年度、内閣府において、国及び独立行政法人等による取組実績を調査し、公表している。 令和4年3月には、認定を受けたワーク・ライフ・バランス等推進企業の受注機会の増大に向けて実施要領を改正し、調査項目の拡充を行ったほか、「ブラチナくるみん」認定等に係る制度変更を踏まえ、企業の認定取得のインセンティブをより高める観点から加点評価の配点の引上げ等を行った。 取組実施が努力義務である地方公共団体においても取組が進むよう研修等を実施して働きかけを行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 国の機関における物品役務等に関する調達については、金額ベースでの実施割合が約98%となっている。一方、公共工事等では、多くの府省等で改善がみられるものの、全体としては20%にとどまっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 公共工事等における各府省等の加点の取組を促すため、必要に応じて取組が進まない背景等を把握した上で、実施割合の底上げを図る必要がある。 地方公共団体に対しても国に準じた取組が進むよう引き続き働きかけを継続していく。 実施要領に基づき、各府省の補助金等についても、補助目的に鑑みつつ、女性活躍や子育て支援に積極的に取り組む企業に対して加点するといった優遇措置が拡大・促進されるよう取り組む。 	次世代認定マーク(くるみん)取得企業の数 民間企業の雇用者の各役職段階に占める女性の割合 女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし認定)を受けた企業数	公共調達でインセンティブを付与している都道府県数	—
207	⑧	公共調達において、女性活躍推進法に基づく認定等を取扱ったワーク・ライフ・バランス等推進企業を加点評価することにより、これらの企業の受注機会の増大を図る。(再掲)	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> 企業訪問・各種説明会・ホームページ等にて制度を周知し、認定申請を促進した。 えるぼし認定企業数(総数) 令和2年度:1,301件 令和3年度:1,712件 令和4年度:2,176件 令和5年度:2,716件 ブラチナえるぼし認定企業数 令和2年度:13件 令和3年度:25件 令和4年度:37件 令和5年度:56件 	<ul style="list-style-type: none"> 女性の活躍状況が優良なえるぼし認定企業数、および取組の実施状況が特に優良である等の一定の要件を満たした場合のブラチナえるぼし認定企業数はいずれも増加している。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続きえるぼし認定の周知に取り組んでいく。 	民間企業の雇用者の各役職段階に占める女性の割合 女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし認定)を受けた企業数	公共調達でインセンティブを付与している都道府県数	—

◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
208	⑨	役員候補者となり得る女性人材のデータベース「女性リーダー人材バンク」の利用者増加に向けた取組の検討を行う。(再掲)	内閣府	・利用状況等の把握を行うため、令和4年度に登録者(452名)及び全上場企業(3,860社)を対象としたアンケートを実施し、「女性リーダー人材バンク」の利用状況と改善点の把握に努めた。	・登録者286名(回答率:63.3%)及び上場企業459社(回答率12.4%)から得られたアンケート結果を踏まえ、改善に向けた取組を検討していくことが必要である。	・女性リーダー人材バンクの利用者増加に向けては、認知度やサイトの利便性の向上が課題であると認識のもと、機能向上や効果的な周知方法について具体的な検討をすすめる。	東証プライム市場上場企業役員に占める女性の割合 東証プライム市場上場企業のうち、女性の役員が登用されていない企業の割合	上場企業役員に占める女性の割合	—
209	⑩	建設産業、海運業、自動車運送事業等(トラック運転者、バス運転者、タクシー運転者、自動車整備士)女性の参画が十分でない業種・職種において、ICTの活用による生産性の向上、多様な人材が働きやすい環境の整備、人材確保に向けた情報発信・普及啓発等を図ることも含め、女性の就業及び定着を促進する。(再掲)	厚生労働省	・建設産業、海運業、自動車運送事業等を含む事業主を対象として、女性の活躍推進に関する自社の課題を踏まえた取組内容のあり方、定められた目標の達成に向けた手順等について、説明会を実施するとともに、個別企業の雇用管理状況に応じた、オンラインや個別訪問によるコンサルティング等を実施している。 ・建設業においては、雇用管理改善や職業能力開発、雇用の安定に取り組む建設事業主等を助成金によって支援している。 令和5年度においては、一部助成コースの制度内容についての見直しのほか、助成金制度についてリーフレットを作成し、ハローワークでの配架や関係機関を通じての周知を行った。 また、令和5年度は59.8億円の支給がなされた。	・個別コンサルティング等の実施を通して、企業の実態を捉えた行動計画の策定や行動計画に基づいた効果的な取組の推進に一定の効果があった。 ・建設事業主等に対する助成金については、昨年度と比較し執行額が増加した。	・個別企業の雇用管理状況に応じたコンサルティングによる課題解決支援等、事業主に対するきめ細かな支援を行う。 ・建設事業主等に対する助成金については、支給申請の事務負担が課題となっているため、より効果的に活用されるよう、申請手続きの簡素化等を検討していく。	—	—	①・コンサルティングの実施回数 令和3年度:1,347件 令和4年度:778件 令和5年度:1,255件 ・説明会の実施回数 令和2年度:22回 令和3年度:— 令和4年度:87件(オンライン開催) 令和5年度:20回(オンライン開催) ②助成金支給実績:59.8億円(男女別数値の把握なし) 助成金利用者から、助成金が契機となり取組を実施したと評価を受けた割合:96.8%(男女別数値の把握なし) 助成金の支給を受けた中小建設事業主の事業所における労働者の定着率:96.0%(男女別数値の把握なし)

◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
210	⑩	建設産業、海運業、自動車運送事業等（トラック運転者、バス運転者、タクシー運転者、自動車整備士）女性の参画が十分でない業種・職種において、ICTの活用による生産性の向上、多様な人材が働きやすい環境の整備、人材確保に向けた情報発信・普及啓発等を図ることも含め、女性の就業及び定着を促進する。（再掲）	国土交通省	<p>【建設産業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年1月に策定された「女性の定着促進に向けた建設産業行動計画」に基づき、キャリアパス・ロールモデル集の作成、セミナーの開催等の取組を実施。 <p>【海運業】</p> <p>（船員の確保・育成）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新人船員の確保・育成に係る経費を補助する「船員計画雇用促進事業（R6予算：90百万円の内数）」において、女性船員を育成した場合は助成額の割増を実施している。 ・船員という職業を魅力ある職業へ変えていくため、所要の法改正を行い「船員の働き方改革」を推進している。 <p>・海事産業（海運業含む）で働く女性の活躍や企業の先進的な取組事例の情報発信として、2018年より「海事産業における女性活躍推進の取組事例集」を発行するなどのPR活動を実施している。</p> <p>（造船業における人材の確保・育成）</p> <p>地方協議会等を37回開催（令和3年度～令和5年度）しており、女性の就業を含む人材の受入のための環境整備について情報発信している。</p> <p>【自動車運送事業等】</p> <p>（トラック運転者）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小トラック運送事業者を対象として、女性が働きやすいよう、テールゲートリフター等の荷役作業の負担軽減等に資する機器の導入の支援、大型免許の取得費用やフォークリフト運転技能講習の受講費用等に対する支援を実施 （バス・タクシー運転者） ・令和4年度補正予算から新たに、バス事業者が行うCMなどの広報費用や人材確保セミナーへの出展費用、二種免許取得に要する費用など事業者による人材確保・育成の取組を支援する制度を設けた。 ・令和5年度補正予算において、交通DX・GXによる経営改善支援として、キャッシュレスや日報の自動作成等のデジタル化による業務の効率化、省力化などの取組について支援した。 <p>・女性が働きやすい環境を整備する等、職場環境改善に向けた事業者の取組を評価・認証する「働きやすい職場認証制度」により、事業者の労働条件や労働環境の「見える化」を推進することで、バス業界のイメージ刷新を図り、運転者への就職を促進することで、事業者の人材確保の取組を後押しした。また、当該認証を受けた事業者に対して、二種免許取得費用等の人材確保・育成に係る補助金における優遇措置を行った。</p> <p>・タクシーについては、上記取組に加えて女性ドライバーの新規就労・定着に取り組む事業者を「女性ドライバー応援企業」として認定しPRした。</p> <p>（自動車整備士）</p> <p>女性に向けた自動車整備士のPRポスターの作成や高等学校への訪問活動を実施するとともに、令和6年3月には、女性を含む整備人材の確保対策を策定した。</p> <p>【ICT】</p> <p>ICTの活用による生産性の向上については、建設現場の生産性向上の取組であるi-Constructionの取組を深化させたi-Construction2.0において推進。</p>	<p>【建設産業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取組により、建設業への女性の入職・定着の促進が行われた。 <p>【海運業】</p> <p>（船員）</p> <p>これまでの取組により、海運業における女性船員数は増加傾向にある。</p> <p>（造船業）</p> <p>地方協議会等について、令和3年度7回、令和4年度9回、令和5年度21回開催し、女性の就業を含む人材受入のための環境整備を図った。</p> <p>【自動車運送事業等】</p> <p>（トラック運転者）</p> <p>左記令和4年度事業及び令和3年度事業の実施により、荷役作業の効率化や荷待ち時間の削減等による生産性の向上に寄与した（令和5年度事業は実施中）。</p> <p>（バス・タクシー運転者）</p> <p>左記のとおり、生産性の向上や人材確保に資する取組支援を行っているところであるが、更なる女性の就業及び定着の促進に向け、官民で取組を一層推進する必要がある。</p> <p>（自動車整備士）</p> <p>更なる女性の就業及び定着の促進に向け、取組を継続する必要がある。</p> <p>【ICT】</p> <p>生産性の向上の取組一つとして進めるICT土工について、その実施率（直轄）は年々増加しており、2016年度の36%から、2023年度は87%まで増加していることを確認。</p>	<p>【建設産業】</p> <p>引き続き、取り組みを継続する。</p> <p>【海運業】</p> <p>（船員）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検討課題：船員は長期間の連続乗船や重い資機材の使用など身体的負担が大きい業務が多いというイメージが一般的だが、その中でも活躍している女性が多数いること。また、女性を受け入れるために創意工夫しながら取り組んでいる事業者がいることが、広く認知されていないことが課題。 ・今後の方向性：引き続き、海運業で働く女性の活躍等の情報発信等に取り組む。 <p>（造船業）</p> <p>引き続き、地方運輸局を主体として地域の造船企業、地元教育機関等ステークホルダー間の会合等を開催することにより、各地域のニーズに即した造船に関する教育の充実及び造船人材の確保・育成を図る。</p> <p>【自動車運送事業等】</p> <p>（トラック運転者）</p> <p>今後も引き続き、長時間労働の是正等に向けて、労働環境改善や労働生産向上を図るために、荷役作業の効率化や負担軽減に資する機器などの導入に対する中小事業者への支援を行っていく。</p> <p>（バス・タクシー運転者）</p> <p>引き続き、財政支援や取組内容の周知等を通じて、更なる女性の就業及び定着を促進していく。</p> <p>（自動車整備士）</p> <p>引き続き、女性を含む整備人材の確保対策を推進する。</p> <p>【ICT】</p> <p>i-Construction2.0の取組を中核に、デジタル技術を活用したインフラDXの取組を通じて、業務変革、風土・働き方の変革を推進していく。</p>	25歳から44歳までの女性の就業率	-	-
211	⑪	観光分野における女性活躍推進に向けて、業界及び地域において、女性活躍推進の重要性についての理解促進や就業先としての認知度向上のための普及・啓発活動を行う。また、観光産業における人材の確保と定着に向けて、特に人手不足が深刻な地域に対するモデル事業を実施し、地域の観光産業の経営力強化・生産性向上を目指す。（再掲）	国土交通省	<ul style="list-style-type: none"> ・女性を含む、多様な人材が働きやすい環境づくり等に関する取組を行うべく、全国各地でモデル事業（令和3年度4地域、令和4年度4地域）を実施し、観光人材の確保・育成強化に向けた取組を支援した。また、採択地域の取組から得られた知見を全国に展開することを目的に、成果報告会を実施した。令和5年度は観光人材育成のための指針として観光庁が作成したガイドラインを基に、ガイドラインで明示した知識・技能を効果的に修得するための教育プログラムの開発等を支援（6機関を採択）した。（R3予算119百万円内数、R4予算115百万円内数、R5予算150百万円内数） 	<ul style="list-style-type: none"> ・観光産業における人材の確保と定着、経営力強化・生産性向上を図るためには、経営戦略や組織マネジメント等の知識・技能を備えた、観光地・観光産業を牽引する人材の育成が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記の人材育成のための指針として、令和5年3月に「ポストコロナ時代における観光人材育成ガイドライン」を策定し、ガイドラインに準拠した教育プログラムの充実・普及に取り組む。 	-	-	-

◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
212	⑫	女性の起業を後押しするため、「女性、若者／シニア起業家支援資金」等による資金繰り支援を実施する。(再掲)	経済産業省	・女性起業家に対し、「女性、若者／シニア起業家支援資金」等による低利での資金繰り支援を実施している。	・女性起業家に対し、「女性、若者／シニア起業家支援資金」等による低利での資金繰り支援を実施している。 ・日本政策金融公庫における女性起業家（創業前及び創業後1年以内）の融資先数は増加傾向である。 2017年6,174先に対し、2023年6,631先。	・女性の起業を後押しするため、引き続き、「女性、若者／シニア起業家支援資金」等による資金繰り支援を実施する。	—	—	—
213	⑬	女性の起業・創業の活性化や女性起業家の成長・発展を促進するため、多様なロールモデルの可視化や女性に寄り添った支援事例等のノウハウについて、支援者や支援機関、男女共同参画センター等に普及を図る。(再掲)	内閣府	・地方公共団体が多様な主体による連携体制の構築の下で地域の実情に応じて行う取組を地域女性活躍推進交付金によって支援しているところ。 起業家の育成を重点的に行うため、地方公共団体の経済部局や商工会議所等と連携・協働しつつ真に効果の高い事業を可能とする「デジタル人材・起業家育成支援型」を令和4年度第二次補正予算及び令和5年度当初予算において新設、令和5年度から事業を実施している。 【「デジタル人材・起業家育成支援型」の予算及び実績（2024年9月時点）】 令和6年度交付決定額：262,957千円（87自治体） 令和5年度実績額：162,396千円（48自治体） ・平成15年4月の男女共同参画会議決定をうけ、平成16年度より「女性のチャレンジ賞」として起業などにチャレンジしている女性個人、女性団体・グループを顕彰している。令和3年度は3名、令和4年度は3名、令和5年度は1名、令和6年度は2名の起業家を表彰している。 令和3年度執行額：456千円 令和4年度執行額：493千円 令和5年度執行額：905千円 令和6年度予算額：649千円 ・令和4年12月から令和5年5月にかけて開催された「女性活躍と経済成長の好循環実現に向けた検討会」の提言を踏まえ、令和5年6月に政府決定された「女性活躍・男女共同参画の重点方針2023」等に女性起業家の育成・支援に資する具体的な施策を盛り込んだ。	・地方公共団体による地域女性活躍推進交付金の「デジタル人材・起業家育成支援型」の活用が増加しており、取組が進んでいる。	・地域女性活躍推進交付金を活用した起業家育成支援の取組事例を共有することで、地方公共団体による同交付金の活用を促していく。 ・「女性活躍・男女共同参画の重点方針2024」に盛り込まれた女性起業家の育成・支援を促進するための具体的施策を関係府省と連携しながら着実に実行していく。	起業家に占める女性の割合	—	—

◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
214	⑬	女性の起業・創業の活性化や女性起業家の成長・発展を促進するため、多様なロールモデルの可視化や女性に寄り添った支援事例等のノウハウについて、支援者や支援機関、男女共同参画センター等に普及を図る。(再掲)	経済産業省	<ul style="list-style-type: none"> ・女性起業家に特化した支援ノウハウの共有や支援機関同士の情報共有のため、女性起業家支援機関の全国ネットワークである「わたしの起業応援団」を設立した。支援機関を探す女性起業家向けに、応援団に所属する支援機関の支援内容等の一覧を公開することで、女性起業家が相談しやすい環境整備を行っている。 ・また、スタートアップの起業家に占める女性の割合は少なく、また女性起業家特有の課題(女性起業家は起業家ネットワークへのアクセスが限定的、資金調達、顧客・販路開拓、財務・税務・法務の各面で苦勞、女性ベンチャーキャピタリストが少ない)も存在することから、女性起業家支援を総合的に推進するため、令和5年5月に女性起業家支援パッケージを公表した。その一環として、全国各地で女性起業家支援ネットワークを構築し、事業計画に対する助言を行うとともに、支援者とのマッチングに向けた支援プログラムを実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「わたしの起業応援団」ネットワークの更なる活性化に向けて、支援機関同士の支援事例の紹介や情報交換等を行う連絡会議を実施し、各支援機関のスキル向上や支援機関同士の連携強化につながった。女性が起業しやすい環境づくりを行うことで、女性の起業家の割合を増やすことに寄与した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・女性起業家支援ネットワークを活用し、支援機関同士の情報交換や支援ノウハウの共有を行うとともに、女性起業家が支援を受けやすい環境づくりに努め、ロールモデルとなるような成長志向の女性起業家の数を増加させていく。 	起業家に占める女性の割合	-	-

◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
イ 地方における多様で柔軟な働き方の実現									
215	①	各地方公共団体において、子育てのサポート体制、男女の働き方、まちのにぎわいなどの要素による地域特性の「見える化」等を通じて、具体的な取組を分野横断的に検討するための「少子化対策地域評価ツール」の活用を促進すること等を通じ、地域コミュニティによる支え合い、職住育近接のまちづくり、男女にとって魅力的な働き方など、地域の実情に応じて行われる地方公共団体の取組への支援策も活用しながら、各地方公共団体における女性活躍に資する具体的な取組を推進する。	内閣官房	・「少子化対策地域評価ツール」を活用した地域アプローチによる少子化対策の取組を促進することにより、各地域における職住育近接のまちづくり、男女にとって魅力的な働き方等に係る取組を推進している。	・「少子化対策地域評価ツール」は令和元年度に策定後、令和4年度まで改訂を行い、内容の充実を図ってきた。	・引き続き、「少子化対策地域評価ツール」の活用促進を含め、女性活躍に資する具体的な取組を推進する。	—	—	—
216	②	生産性を高めながら労働時間の縮減等に取組む中小企業・小規模事業者や、傘下企業を支援する事業主団体に対する助成を行う。(再掲)	厚生労働省	・働き方改革の推進に取り組む中小企業を支援するため、働き方改革推進支援助成金では、時間外労働時間数の削減や年次有給休暇の取得促進に向けた環境整備を行う中小企業事業主を支援する。 ・令和5年度の予算額約68億円に対し、約50億円を執行した。	・令和5年度の働き方改革推進支援助成金では約7割を執行し、生産性を高めながら時間外労働の削減等に取り組む企業のインセンティブ強化を図ることができた。	・厚生労働省 HP 等を活用した周知広報、使用者団体を通じた周知、働き方改革推進支援センターにおけるコンサルティング等の際の利用勧奨などにより、助成金の一層の利用促進を図る。	週労働時間60時間以上の雇用者の割合 年次有給休暇取得率	—	—
217	③	多様で柔軟な働き方の実現に向けた中小企業の取組を促進する。 ・中小企業事業主に対して、「育休復帰支援プラン」モデル及び「介護支援プラン」モデルの普及促進を図るとともに、プランの策定を支援する。(再掲)	厚生労働省	・中小企業における労働者の円滑な育休休業の取得及び職場復帰等を図るため、「育休復帰支援プラン」や介護離職を防止するための「介護支援プラン」の策定支援を行っている 令和5年度支援実績：1,762件	・労務管理の専門家が個々の中小企業・労働者の課題に応じた「育休復帰支援プラン」「介護支援プラン」の策定支援等を通じて、育児や介護を行う労働者が働きやすい雇用環境整備を行った。	・引き続き個々の中小企業・労働者の課題に応じた「育休復帰支援プラン」「介護支援プラン」の策定支援等を行う。 ・令和6年の育児・介護休業法等の改正により、令和7年4月以降、企業において子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充等が求められることとなるため、各企業の課題等を踏まえた導入に係る効果的な手法の提案等行っていく。	—	—	—
218	③	多様で柔軟な働き方の実現に向けた中小企業の取組を促進する。 ・時間を有効に活用でき、場所の制約を受けない勤務形態であるテレワークについて、適正な労務管理下における普及促進や、中小企業への導入促進に向けて、助成金の活用や専門家による無料相談対応など各種支援策を推進する。(再掲)	総務省	・令和3年度まで行っていた総務省のテレワーク関連事業と、厚生労働省のテレワーク関連事業を令和4年度から一体的に運用し、テレワークを導入しようとする企業等に対し、ワンストップでの総合的な支援を実施した。 ・地域の中小企業支援の担い手となる団体(自治体、商工会議所等)と連携し、地域窓口を設置し、テレワークに関する一次的な相談・問合せ対応やセミナー・相談会を実施した。	・コロナ禍における出勤抑制の手段としてテレワークの導入支援を行い、都市部を中心に導入が進んだが、令和5年のコロナ5類移行後は会社復帰の傾向が見られていることから、テレワークの定着に向けた支援も必要である。 ・都市部で導入が進んだ一方で、地方部の導入率は低い水準に留まっており、地域間での格差が生じていることから、地方部での導入促進を一層行う必要がある。	・都市部企業に対しては、コロナ対策以外でのテレワークのメリットを周知啓発することでテレワークの定着を図る。 ・都市部と比べてテレワーク導入企業の割合が低い地方部に対しては、専門家による個別相談支援やICT ツールの有効活用事例の周知等をより一層行う。	テレワーク導入企業の割合 テレワーク制度等に基づく雇用型テレワーカーの割合 第一子出産前後の女性の継続就業率	—	—

◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
219	③	多様で柔軟な働き方の実現に向けた中小企業の取組を促進する。 ・時間を有効に活用でき、場所の制約を受けない勤務形態であるテレワークについて、適正な労務管理下における普及促進や、中小企業への導入促進に向けて、助成金の活用や専門家による無料相談対応など各種支援策を推進する。(再掲)	厚生労働省	・テレワークについて、適正な労務管理下における普及促進や、中小企業への導入促進に向けて、助成金の活用支給や専門家による無料相談対応やセミナーの実施、事例集の作成と配布、Webサイト運営による情報提供等を行った。	【2023年度(令和5年度実績)】 ・テレワーク普及促進対策事業 1.4億円 活動実績： ・テレワークセミナーの参加人数 1,049人 ・テレワーク相談センターへの相談、テレワーク総合ポータルサイトからの資料ダウンロード数 14,090件 ・人材確保等支援助成金(テレワークコース) 2.3億円 ・人材確保等支援助成金(テレワークコース)の支給決定件数 51件	・引き続き適正な労務管理下におけるテレワークの普及促進に取り組んで行く。	テレワーク導入企業の割合 テレワーク制度等に基づく雇用型テレワーカーの割合 第一子出産前後の女性の継続就業率	-	-
220	③	多様で柔軟な働き方の実現に向けた中小企業の取組を促進する。 ・時間を有効に活用でき、場所の制約を受けない勤務形態であるテレワークについて、適正な労務管理下における普及促進や、中小企業への導入促進に向けて、助成金の活用や専門家による無料相談対応など各種支援策を推進する。(再掲)	経済産業省	・IoT・ビッグデータ・AI等の先進技術を活用して効率的かつ効果的に地域課題の解決を図るとともに、地方の経済発展を推進する取組を支援するべく設立した「地域版DX推進ラボ・地方版IoT推進ラボ」のテレワーク取組事例含む情報発信を実施。	・IoT・ビッグデータ・AI等の先進技術を活用して効率的かつ効果的に地域課題の解決を図るとともに、地方の経済発展を推進する取組を支援するべく設立した「地域版DX推進ラボ・地方版IoT推進ラボ」のテレワーク取組事例含む情報発信を実施した。	・引き続きテレワーク取組事例含む「地域版DX推進ラボ・地方版IoT推進ラボ」の情報発信を実施する。	テレワーク導入企業の割合 テレワーク制度等に基づく雇用型テレワーカーの割合 第一子出産前後の女性の継続就業率	-	-
221	③	多様で柔軟な働き方の実現に向けた中小企業の取組を促進する。 ・時間を有効に活用でき、場所の制約を受けない勤務形態であるテレワークについて、適正な労務管理下における普及促進や、中小企業への導入促進に向けて、助成金の活用や専門家による無料相談対応など各種支援策を推進する。(再掲)	国土交通省	・市町村が移住等促進区域かつ居住誘導区域・都市機能誘導区域・地域生活拠点であるエリアに整備するコワーキングスペース等に対して支援を行う。	・新たな国土形成計画(R5.7閣議決定)に掲げる「新時代に地域力をつなぐ国土」の実現に向け、移住等に関する交流創出を行うコワーキングスペース等を整備する取組みは、移住等を促進するに当たり意義がある。	・新たな国土形成計画に掲げられている「新時代に地域力をつなぐ国土」を実現すべく、移住を促進することにより地方への人の流れの創出・拡大が重要であるところ、本事業が移住のハードル解消に資するよう、事業説明会等で普及を行い、地方公共団体に対して効果的・効率的な支援を行う。	テレワーク導入企業の割合 テレワーク制度等に基づく雇用型テレワーカーの割合 第一子出産前後の女性の継続就業率	-	-
222	③	多様で柔軟な働き方の実現に向けた中小企業の取組を促進する。 ・中小企業における女性の活躍推進を図るため、育児休業中の代替要員を確保しやすくするための取組を推進するとともに、中小企業と無業の女性を含む女性人材とのマッチングに向けた取組を推進する。(再掲)	厚生労働省	・両立支援等助成金において、育休中等業務代替支援コースを令和6年1月に新設し、育児休業中の代替要員を新規雇用で確保した中小企業事業主、育児休業中又は育児短時間勤務利用中の労働者の業務を代替する周囲の労働者に手当を支給した中小企業事業主に対して支給することとした。	・令和6年1月に設置したコースであり、周知啓発を重点的に取り組む必要がある。	・引き続き助成金の周知に努めるとともに、必要に応じて支給要件等を見直すこととしている。	-	-	-
223	③	多様で柔軟な働き方の実現に向けた中小企業の取組を促進する。 ・中小企業における女性の活躍推進を図るため、育児休業中の代替要員を確保しやすくするための取組を推進するとともに、中小企業と無業の女性を含む女性人材とのマッチングに向けた取組を推進する。(再掲)	経済産業省	・中小企業・小規模事業者が抱える経営課題の解決に向け、女性を含む多様な人材の確保・育成・定着を図るため、セミナーやマッチング等を実施。	・セミナーやマッチング等を通じて、中小企業・小規模事業者が抱える経営課題の解決に向けた人材の確保・育成・定着を支援することにより、女性を含む多様な人材の活躍推進に寄与。	・引き続き、中小企業・小規模事業者に対して、女性を含む多様な人材の確保・育成・定着を支援していく。	第一子出産前後の女性の継続就業率	-	-

◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
ウ 地方議会・地方公共団体における取組の促進									
224	①	議員活動と家庭生活との両立支援策をはじめとした男女の議員が活躍しやすい環境整備、女性の地方公共団体の長や地方議会議員のネットワークの形成について、政党や地方六団体に要請する。(再掲)	内閣府	<ul style="list-style-type: none"> 第5次男女共同参画基本計画策定以降、計2回、内閣府特命担当大臣等から各政党に対して両立支援体制等の整備をはじめとした男女の議員が活躍しやすい環境の整備や地方議会議員のネットワークの形成について、政党等に要請した。 令和3年1月及び令和6年9月に三議長会、令和3年3月に地方三団体に対して議員活動と家庭生活との両立支援に係る会議規則の整備や、ハラスメント防止に関する研修の実施等の促進、女性の首長や地方議会議員のネットワークの形成等を要請した。 政治分野における男女共同参画推進法の改正を受け、令和3年6月に、地方公共団体において環境の整備が努力義務から義務に引き上げられ、ハラスメント防止についても追加されたこと等を周知した。 	<ul style="list-style-type: none"> 女性議員比率が5割を超える地方議会がある一方で、女性が1人もいない地方議会もあるなど、地方議会により状況が様々である。特に町村議会において、女性ゼロ議会が全体の4分の1を占めており、これらの議会への働きかけが課題となる。 標準会議規則の改正は進んだが、都道府県議会、市区町村議会のいずれにおいても両立支援に係る会議規則が整備されていない議会がある。 特に、都道府県議会においては、配偶者の出産や家族の看護について欠席事由として明文化されていない議会が半数以上であることから、令和6年9月に改めて要請を行い、現在、議長会において検討が行われているところである。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き政党や地方議会の取組状況を把握・公表するとともに、女性議員比率に伸び悩む議会が参考となるよう、各地方議会の取組の見える化や優良事例の提供等を行う。 	統一地方選挙の候補者に占める女性の割合	地方議会議員に占める女性の割合 地方公共団体の長に占める女性の割合 政党役員に占める女性の割合	—
225	②	地方議会において女性を含めたより幅広い層が議員として参画しやすい環境整備について検討を行う。その際、議会運営や住民参加の取組等におけるデジタル化への対応等も含めて検討を行う。また、候補者となりうる女性の人材育成のため、各地方議会における「女性模擬議会」等の自主的な取組について情報提供を行う。(再掲)	総務省	<ul style="list-style-type: none"> 地方議会において女性を含めたより幅広い層が議員として参画しやすい環境整備について、第33次地方制度調査会において審議され、令和4年12月に答申がなされた。当該答申等を踏まえ、勤労者の地方議員への立候補のための環境整備に関する経済団体への要請(令和5年1月、3月)、育児・介護を理由とした地方議会の委員会へのオンライン出席に関する助言(同2月)、委員会へのオンライン出席の実施状況等を踏まえた留意事項の助言(同7月)、会議規則における育児・介護等の取扱いの明確化など多様な人材の参画等に向けた地方議会の取組に関する助言(同9月)を行った。また、毎年度開催している「地方議会活性化シンポジウム」において、地方議会への多様な人材の参画等について、各地方議会等での実践例の共有を行った。このほか、候補者となり得る女性の人材育成のため、総務省ウェブサイト等において、各地方議会における「女性模擬議会」等の自主的な取組について情報提供を行った。 	(No006参照)	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、各地方議会における取組事例等について収集し、情報提供の充実や必要に応じて助言を行う。 	統一地方選挙の候補者に占める女性の割合	地方議会議員に占める女性の割合	—

◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
226	③	会議規則における出産・育児・介護等に伴う欠席規定の整備状況やハラスメント防止に関する取組の実施状況等、地方公共団体・地方議会における両立支援状況をはじめとする施策の推進状況を調査し、「見える化」の推進や好事例の横展開を行う。(再掲)	内閣府	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年度、「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」調査において、「地方議会における両立支援等に係る取組等」についての結果を公表している。 ・各地方議会の状況が比較できるよう、毎年度、「出産・育児等に関する欠席規定の有無」、「子育て支援のための施設の整備状況」「ハラスメント防止に関する取組状況」の3項目について、市区町村ごとに地図上に色分け表示し、取組内容等と合わせて可視化し、公表している。 ・令和3年度及び令和5年度に地方議会における優良事例集を作成し、周知・公表した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各地方議会や取組ごとに実施状況や整備状況に差異は生じているが、「両立支援等に係る規定」については一定程度進められている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」調査を通じ、各自治体の取組状況や、進捗を計測するとともに、各年度の調査実施時において設問項目の精査改修等を実施し、必要な最新データの取得及び更新をすることで「見える化」を推進する。 	統一地方選挙の候補者に占める女性の割合	—	—
227	④	地方公務員の女性職員の活躍について、各地方公共団体の実情に即し、主体的かつ積極的に取組を推進するよう要請する。また、女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画や女性の活躍状況に関する情報の公表について、数値目標を設定した項目の進捗状況及び取組の実施状況が経年で公表されることを徹底するとともに、各団体の取組について、比較できる形での更なる「見える化」を行う。(再掲)	内閣府	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年に、男女共同参画局から都道府県等に対して、女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画について積極的な取組や数値目標を設定し、取組の着実な実施により、女性職員の活躍を推進することや、進捗状況等を経年で公表することを徹底すること等を要請した。 ・令和4年12月に女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令を改正し、女性の職業選択に資するため、特定事業主が必ず公表しなければならない項目として「職員の給与の男女の差異」を追加し(令和5年4月1日施行)、毎年概ね6月末までに前年度の実績について各機関のホームページ等において適切に公表することとしている。見える化サイトにおいても一覧性・検索性を確保した形で公表している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県の地方公務員採用試験からの採用者に占める女性割合が第5次男女共同参画基本計画の成果目標の水準を超える等、一定の成果が見られた。一方、女性の登用等については、成果目標の水準には達しておらず、今後も課題である。 ・特定事業主における「職員の給与の男女の差異」について、令和4年度実績から公表を必須化したことにより、実態の把握が進んだ。差異の原因について、各機関において一層の分析が必要である。 ・内閣府による一覧性・検索性を確保したサイトの整備を通じて、「見える化」が進んだ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も取組の着実な実施により、女性職員の活躍を推進するよう、必要なタイミングで要請を行うことを検討する。 ・見える化サイトについて、更なる活用に資するよう、改修・改善を図る。 ・引き続き、各府省等の女性活躍に向けた取組状況のフォローアップを行い、更なる進展を図る。 	都道府県の地方公務員採用試験(全体)からの採用者に占める女性の割合 都道府県の地方公務員採用試験(大学卒業程度)からの採用者に占める女性の割合 都道府県職員の各役職段階に占める女性の割合 市町村職員の各役職段階に占める女性の割合	政令指定都市の地方公務員採用試験からの採用者に占める女性の割合	地方公共団体における通称又は旧姓使用状況(出典)内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
228	④	地方公務員の女性職員の活躍について、各地方公共団体の実情に即し、主体的かつ積極的に取組を推進するよう要請する。また、女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画や女性の活躍状況に関する情報の公表について、数値目標を設定した項目の進捗状況及び取組の実施状況が経年で公表されることを徹底するとともに、各団体の取組について、比較できる形での更なる「見える化」を行う。(再掲)	総務省	<ul style="list-style-type: none"> 女性職員の活躍について、地方公共団体における女性活躍に資する取組状況について調査し、先進事例や取組のポイントをまとめたガイドブック等(「女性地方公務員のワークスタイル事例集」(令和3年3月)、「地方公務員・両立支援パスポート」(令和4年6月)、「地方公共団体における女性職員の活躍推進のためのガイドブック」(令和5年4月))を作成し、地方公共団体に情報提供を行うとともに、これらを活用しながら女性活躍に資する具体的な取組を積極的に進めるよう、各種会議(全国人事委員会事務局長・人事担当課長・市町村担当課長会議等)の機会を捉えて助言を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県職員の採用者に占める女性の割合について、令和4年には、成果目標である40%を超える成果が見られた。 都道府県・市町村職員の各役職段階に占める女性の割合は伸びてきており、成果目標の達成に向けて、引き続き地方公共団体の取組を支援していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体における女性職員の活躍や働き方改革等に係る好事例を収集・周知するとともに、各種会議や各種調査に係る通知の発出等の機会を捉えて助言を行い、地方公共団体における取組を一層後押ししていく。 	都道府県の地方公務員採用試験(全体)からの採用者に占める女性の割合 都道府県の地方公務員採用試験(大学卒業程度)からの採用者に占める女性の割合 都道府県職員の各役職段階に占める女性の割合 市町村職員の各役職段階に占める女性の割合	—	令和4年度都道府県における女性職員の採用比率:41.6% 内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」
229	⑤	各都道府県・政令指定都市が設定している審議会等委員への女性の参画に関する数値目標や、これを達成するための様々な取組、女性比率の現状、女性が1人も登用されていない審議会等の状況等を調査し取りまとめて提供し、審議会等委員への女性の参画を促進する。(再掲)	内閣府	<ul style="list-style-type: none"> 毎年度「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」調査において、各都道府県・政令指定都市が設定している審議会等委員への女性の参画に関する数値目標や、これを達成するための様々な取組、女性比率の現状、女性が1人も登用されていない審議会等の状況等を調査し、その結果を取りまとめて公表している。 	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県において、目標との乖離がある30%未満の自治体が一部あるが、年々減少傾向にある。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」調査を通じ、各自治体の取組み状況や、進捗を計測するとともに、各年度の調査実施時において設問項目や内容を精査し、必要な最新データを得られるようにし、審議会等委員への女性の参画の促進を支援していく。 	地方公共団体の審議会等委員に占める女性の割合	—	—

◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
工 地域に根強い固定的な性別役割分担意識等の解消									
230	①	固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見の解消に資する、また、固定観念や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を生じさせない取組に関する情報収集を行うとともに、啓発手法等を検討し、情報発信を行う。	内閣府	・性別による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）について、気づきの機会を提供し、解消の一助とするため、令和3・4年度に調査研究を行い公表した。また、調査研究の結果やチェックシート・事例集に基づき、普及啓発用動画の制作やワークショップを開催した。	・普及啓発動画の視聴数約46,000回（9/12時点） ・ワークショップ出席者数令和4年度536人、令和5年度650人とアンコンシャス・バイアスの啓発活動としてある程度の実績があるが、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見の解消には、継続した取組が必要である。	・引き続き、これまでの取組を継続していく。	「社会全体における男女の地位の平等感」における「平等」と答えた者の割合	—	—
231	②	「男女共同参画週間」や「男女共同参画社会づくり」に向けての全国会議において、地方公共団体や関係機関・団体と連携し、男女共同参画に関する意識の浸透を図る。	内閣府	・「男女共同参画週間」における地方公共団体の具体的な取組の掲載や「男女共同参画社会づくり」に向けての全国会議において、地方公共団体や関係機関・団体と連携し、男女共同参画に関する意識の浸透を図っている。	・男女共同参画に関する意識の浸透を図るためには、継続した取組が必要である。	・引き続き、「男女共同参画週間」における地方公共団体の具体的な取組の掲載や「男女共同参画社会づくり」に向けての全国会議において、地方公共団体や関係機関・団体と連携し、男女共同参画に関する意識の浸透を図っていく。	—	—	—

◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
2 農林水産業における男女共同参画の推進									
ア 農林水産業における政策・方針決定過程への女性参画の推進									
232	①	地域をリードできる女性農林水産業者を育成し、農業委員や農業協同組合、森林組合、漁業協同組合の役員及び土地改良区等の理事に占める女性の割合の向上や女性登用ゼロからの脱却に向けた取組などを一層推進する。また、改正された女性活躍推進法に基づき、一般事業主行動計画の策定義務等の対象が拡大する機を捉え、女性活躍推進法の適用がある事業主については、同法に基づく事業主行動計画の策定等の仕組みを活用し、女性の活躍推進に向けた取組を推進するよう要請する。また、地方公共団体、農林水産団体等に対して、具体的な目標の設定や女性の参画を促進する仕組みづくりを働きかける。	内閣府	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年に、男女共同参画局から、関係団体に対して、女性活躍推進法に基づく、事業主行動計画の策定及び情報公表について、取組の着実な実施により、女性職員の活躍を推進すること等を要請した。 ・都道府県・政令指定都市男女共同参画主管課長等会議において、農業委員や農業協同組合等における女性の活躍事例等を情報提供し、目標の設定や女性の参画を促進する仕組みづくりを働きかけた。また、会議資料は男女共同参画局ホームページにおいても情報提供している。 【都道府県・政令指定都市男女共同参画主管課長等会議】 ・令和5年度：令和6年1月29日 ・令和4年度：令和5年1月23日 ・令和3年度：令和4年1月20日 	<ul style="list-style-type: none"> ・女性委員が登用されていない組織は、2023年10月時点で、5次計画策定時の数値から減少している。農業委員に占める女性の割合は、2023年10月時点で、5次計画策定時の数値から1.9%ポイント増加している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も女性の参画拡大・女性の活躍推進に向けた積極的な取組を推進するよう、必要なタイミングで要請を行うことを検討する。 ・地域をリードする女性農林水産業者を育成し、農山漁村に関する方針策定への女性の参画を推進することが必要である。 ・都道府県・政令指定都市男女共同参画主管課長等会議において、地方公共団体に対し、農業委員や農業協同組合等における女性の活躍事例等を情報提供し、具体的な目標の設定や女性の参画を促進する仕組みづくりを働きかける。 	<ul style="list-style-type: none"> 農業委員に占める女性の割合 農業協同組合の役員に占める女性の割合 土地改良区（土地改良区連合を含む。）の理事に占める女性の割合 	農林水産団体における女性の割合	—
233	①	地域をリードできる女性農林水産業者を育成し、農業委員や農業協同組合、森林組合、漁業協同組合の役員及び土地改良区等の理事に占める女性の割合の向上や女性登用ゼロからの脱却に向けた取組などを一層推進する。また、改正された女性活躍推進法に基づき、一般事業主行動計画の策定義務等の対象が拡大する機を捉え、女性活躍推進法の適用がある事業主については、同法に基づく事業主行動計画の策定等の仕組みを活用し、女性の活躍推進に向けた取組を推進するよう要請する。また、地方公共団体、農林水産団体等に対して、具体的な目標の設定や女性の参画を促進する仕組みづくりを働きかける。	厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> ・農業・林業・漁業を含む企業を対象として、女性の活躍推進に関する自社の課題を踏まえた取組内容のあり方、定められた目標の達成に向けた手順等について、説明会を実施するとともに、個別企業の雇用管理状況に応じた、オンラインや個別訪問によるコンサルティング等を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・企業の実態を捉えた行動計画の策定と行動計画に基づいた効果的な取組の推進のため、個別コンサルティング等の実施を通して、事業主をきめ細かに支援していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・個別企業の雇用管理状況に応じたコンサルティングによる課題解決支援等、事業主に対するきめ細かな支援を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 農業委員に占める女性の割合 農業協同組合の役員に占める女性の割合 土地改良区（土地改良区連合を含む。）の理事に占める女性の割合 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・コンサルティングの実施回数 令和3年度：1,347件 令和4年度：778件 令和5年度：1,255件

◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
234	①	地域をリードできる女性農林水産業者を育成し、農業委員や農業協同組合、森林組合、漁業協同組合の役員及び土地改良区等の理事に占める女性の割合の向上や女性登用ゼロからの脱却に向けた取組などを一層推進する。また、改正された女性活躍推進法に基づき、一般事業主行動計画の策定義務等の対象が拡大する機を捉え、女性活躍推進法の適用がある事業主については、同法に基づく事業主行動計画の策定等の仕組みを活用し、女性の活躍推進に向けた取組を推進するよう要請する。また、地方公共団体、農林水産団体等に対して、具体的な目標の設定や女性の参画を促進する仕組みづくりを働きかける。	農林水産省	<ul style="list-style-type: none"> ・農業委員会、農業協同組合役員に加えて、新たに漁業協同組合等の役員（平成30年12月）、森林組合の理事（令和2年5月）について、年齢や性別に著しい偏りが生じないよう配慮しなければならないことを各関係法に規定。 ＜各組織への働きかけ＞ ○農業委員、農業協同組合役員 ・各都道府県、農業委員会を設置する各市町村、農業協同組合に対して、女性登用の目標設定及び取組計画を定めて、取組を推進することを依頼するとともに、目標設定状況や登用状況等を公表。【市町村（農委）の98%、農協の75%が計画設定済（R4）】 ・農林水産省地域拠点等が、各組織に出向いて、取組状況等を確認し、登用事例集等を用いて要請、助言等を実施。農業協同組合役員については、都道府県農業協同組合中央会や都道府県から、登用状況や計画について毎年ヒアリングするとともに、働きかけを実施。令和6年度から、農業委員会交付金について、女性委員等の登用状況を配分に反映。 ○土地改良区理事 ・都道府県ごとに農林水産省、都道府県等を構成員とする土地改良区運営基盤強化協議会を設置の上、協議会において、女性理事登用の目標設定と行動方針を策定（46道府県）。 ・女性理事登用に関する手引書等を作成し配布するとともに、女性理事登用状況を公表。また、土地改良区役員職員の意識醸成を図る研修会を実施（40道府県）。 ・令和6年度から女性理事登用に課題を抱えている土地改良区を対象に、現場に出向いて個別の指導・助言を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ＜各組織への働きかけ＞ ○農業委員、農業協同組合役員 ・農業委員、農業協同組合の役員ともに女性比率は増加しており、順調に進んでいるものの、目標達成には一層の取組が必要である。 【農業委員：12.1%（令和元年度）→14.0%（令和5年度）】 【農業協同組合役員：8.0%（平成30年度）→9.6%（令和4年度）】 ○土地改良区理事 ・理事に占める女性の割合は増加しているものの、他の農業団体と比較すると依然として低い水準であることから、今後より一層の取組が必要である。 【0.6%（平成28年度）→1.4%（令和5年度）】 ○森林組合役員 ・森林組合の役員となれる正組合員に占める女性の割合が12%程度であることから女性の役員登用が遅れており、森林組合の役員に占める女性の割合は1%と低い状況にあるが、5年間で倍増するなど一定の成果がでている。 ○漁業協同組合役員 ・現状では、漁業協同組合の役員となれる正組合員に占める女性の割合が5.3%程度であること等から女性の役員登用が遅れており、漁業協同組合の役員に占める女性の割合は0.5%にとどまっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ＜各組織への働きかけ＞ ○農業委員、農業協同組合役員 ・各組織の登用状況も踏まえ、引き続き働きかけを行う。また、女性登用を進める上での仕組みづくりなどは、組織トップ層の意識が大きく関与することから、組織トップ層の更なる意識醸成を図る取組を実施する。 ○土地改良区理事 ・土地改良区において女性理事登用に向けた取組が進められているが、女性理事の候補者を見つけられないなどの課題を抱えている土地改良区も多いことから、現場に出向き課題解決に向けた個別の指導・助言を実施する。 ○森林組合役員 ・近年、森林組合の女性の正組合員が増加傾向にあり、今後も多様な人材の確保のために女性の役員登用に積極的に取り組むように引き続き指導する。特に優良事例を収集し横展開を行う。 ○漁業協同組合役員 ・漁業協同組合について、今後も多様な人材の確保のために女性の役員登用を積極的に取り組むように引き続き指導する。 	農業委員に占める女性の割合 農業協同組合の役員に占める女性の割合 土地改良区（土地改良区連合を含む。）の理事に占める女性の割合	土地改良事業団体連合会の理事に占める女性の割合 森林組合役員に占める女性の割合 漁業協同組合役員に占める女性の割合	-
235	②	地域の農業を牽引するリーダーとなり得る女性農業経営者を育成するため、実践型研修を実施する。	農林水産省	<ul style="list-style-type: none"> ・地域のリーダーとなり得る女性農業経営者を育成するため、農林水産省の補助事業を活用し、民間団体、都道府県等が女性農業者を対象に、地域リーダーとして必要なコミュニケーションスキル等に関する研修会等を開催。令和6年度からは、自地域内に留まらない幅広い視野と経営能力を有し、全国的にも活躍が認められる女性農業経営者を育成する全国女性リーダー研修を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・研修を受講した女性農業者の地域リーダーへの関心の高まりが確認されていることから、受講者のスキル向上と合わせて地域リーダーとしての意識醸成も進み、登用の候補者の育成は進んでいるものの、候補者の確保に向けて一層の取組が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県による地域のリーダーとなり得る女性農業者の育成に加え、幅広い視野と高い経営力を有し地域内外でリーダーとして活躍できる女性農業経営者の育成を並行して進め、登用の候補者の確保を図る。 ・また、農業委員や農協役員等への登用につながるよう、研修受講生が登用の候補として市町村や農協等へ共有されるよう推進する。 	農業委員に占める女性の割合 農業協同組合の役員に占める女性の割合 土地改良区（土地改良区連合を含む。）の理事に占める女性の割合 認定農業者数に占める女性の割合	-	-

◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
236	③	女性が役員の過半を占める農業法人等が事業を実施する場合に貸付限度額を引き上げる特例措置を設けた融資を活用して、役員等への女性登用を促進する。	農林水産省	・スーパーW資金（農林漁業施設資金）について、女性が役員の過半を占める農業法人等が事業を実施する場合に貸付限度額を引き上げる特例措置を設けて融資の内容を農林水産省のホームページ及び株式会社日本政策金融公庫のホームページに掲載し幅広く周知した。	・第5次男女共同参画基本計画期間中において活用実績はないものの、農林水産業と地域の活性化において女性は重要な役割を果たしているため、今後とも女性の活躍推進に当施策は有効と考える。	・本資金の活用促進に向けて、引き続き資金制度の普及に努める。	-	-	-
237	④	女性農業委員のネットワーク組織の活発な活動などに関する好事例を展開するとともに、その取組や経験を継承していくための世代間交流を促進する。	農林水産省	・全国農業委員会女性協議会（事務局：全国農業会議所）において、全国段階で実施する「女性農業委員登用促進研修会」や「女性の農業委員会活動推進シンポジウム」、各ブロックで実施する「女性農業委員会ブロック研修会」を通じ、女性登用の割合が高い県等の事例の横展開を行い、取組や経験を継承していくための世代間交流を促進。	・取組事例の横展開の場としての機能を果たしている。	・引き続き、取組事例の横展開を図る。	-	-	-
238	⑤	地域レベルの女性グループの形成やその取組を支援するとともに、全国の女性グループ間ネットワークを構築する。	農林水産省	・令和3年度から、地域内での女性農業者のグループの立ち上げ、グループ活動の開始または発展の取組支援を行った。加えて、令和6年度からは、都道府県を超えて活動する女性農業者グループへ拡大して支援を行った。	・支援を受けたグループでは支援を受けた取組以外にも新たな取組を開始していることが確認されるなど、女性の活躍の場の拡大が進められている。	・女性農業者が、地域内外の農業者と知見や経験を共有しながら、企画力、実践力を高めていけるよう、地域レベルの女性農業者グループ活動に加え、都道府県を越えたグループ活動を推進する。	-	-	-
239	⑥	人・農地プランの実質化（農業者の年齢階層別の就農や後継者の確保の状況を「見える化」した地図を用いて、地域を支える農業者が話し合い、当該地域の将来の農地利用を担う経営体の在り方を決めていく取組）における女性農業者の参画を推進する。	農林水産省	・人・農地プランの策定の進め方として、市町村は、地域の農業者等の話し合いの結果を取りまとめ人・農地プランとして公表する場合には、市町村の農業関係者によって構成される会議を設け、意見を聴くこととしている。 ・農林水産省として、市町村に対して、会議の構成員のおおむね3割を女性農業者が占めるよう、「人・農地プランの具体的な進め方について」（令和元年6月26日付け元経第494号農林水産省経営局長通知）に明記し推進してきた。	・市町村の農業関係者による会議において、女性農業者の意見も反映された人・農地プランが策定されている。	・令和5年4月に施行した改正農業経営基盤強化促進法により、人・農地プランは地域計画として法定化され、全国の市町村は、令和7年3月末までに、地域の農業の将来の在り方や農地の利用を明確化する地域計画を策定することとなった。 ・市町村は、地域計画を策定するにあたって、地域の農業関係者が地域の農業の将来の在り方を話し合う協議の場を開催することとしている。協議の場には、できるだけ幅広い関係者が参画することが重要なことから、農林水産省として、女性農業者をはじめとする地域の関係者が積極的に参画するよう「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知）に明記しており、今後とも女性農業者の参画を推進していく。	-	-	-

◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
240	⑦	女性の林業経営への参画等により、地域全体における林業を活性化するため、施業意欲を高める研修や情報提供等を実施するとともに、女性林業グループの取組を支援し、優良な取組の全国各地への普及を図る。	農林水産省	<ul style="list-style-type: none"> ・林業における女性の活躍を促進するため、森林資源を活用した起業や既存事業の拡張の意思がある女性を対象に、地域で事業を創出するための対話型の講座を実施する取組等を支援した。 ・また、林業に興味のある方への就業支援対策、新規就業者等への体系的な研修、現場技能者に対するキャリアアップ研修等を支援した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・講座の受講者が起業するなど、一定の成果がでている。また、新規就業者等への体系的な研修に参加する女性の割合が3.7% (R2) から6.0% (R5)に増加するなど一定の成果がでている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・林業における女性の活躍を促進するため、森林資源を活用した起業や既存事業の拡張の意思がある女性を対象に、地域で事業を創出するための対話型の講座を実施する取組等を引き続き支援するとともに、施業意欲を高める研修等についても引き続き支援する。 	-	-	-
241	⑧	水産業における女性の参画を推進するとともに、水産業経営の改善を図るため、起業的取組を行う女性グループの取組、女性の経営能力の向上や女性が中心となって取り組む加工品の開発、販売等の実践的な取組を支援し、優良な取組の全国各地への普及を図る。	農林水産省	<ul style="list-style-type: none"> ・水産業における女性の参画を推進するとともに、水産業経営の改善を図るため、起業的取組を行う女性グループの取組、女性の経営能力の向上や女性が中心となって取り組む加工品の開発、販売等の実践的な取組を支援し、優良な取組の全国各地への普及に務めた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・数グループに対する支援にとどまっているが、一定の効果を挙げている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き水産業における女性の参画を推進するとともに、水産業経営の改善を図るため、起業的取組を行う女性グループの取組、女性の経営能力の向上や女性が中心となって取り組む加工品の開発、販売等の実践的な取組を支援し、優良な取組の全国各地への普及を図っていく。 	-	-	-

◆ 第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
イ 女性が能力を発揮できる環境整備									
242	①	認定農業者の経営改善計画申請の際の共同申請や補助事業等の活用を推進する。	農林水産省	<p><認定農業者></p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）に基づき経営改善計画を認定する市町村等に対して、令和3年12月2日付けで夫婦等による共同申請の推進に関する通知文書や共同申請の概要やメリットを周知するビラを配布した。 ・令和5年11月17日に、共同申請の促進のため、共同申請の概要及びメリットを記載したビラを作成し、地方農政局等を通じて市町村等へ配布した。 ・令和5年12月17日付けに、マイナビ農業（ホームページ）へ家族経営協定締結のメリットを紹介する記事の中で、家族経営協定を締結することで認定農業者制度で共同申請が可能となることや共同申請のメリットを説明した。 <p><補助事業等の活用></p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産省の女性の活躍に資する補助事業等をとりまとめ、都道府県や関係機関へ周知した。 	<p><認定農業者></p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定農業者数に占める女性の割合は、増加傾向にあり、取組について一定の評価はできるものの、引き続き周知の取組が必要である。 <p>【認定農業者に占める女性の割合：4.8%（平成30年度）→5.3%（令和4年度）】</p> <p><補助事業等の活用></p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産省の女性の活躍に資する認定と補助事業等について、19事業登録（令和5年度）しているが、今後も引き続き女性の活躍に資する補助事業等を増やすとともに周知の取組が必要である。 	<p><認定農業者></p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営改善計画の夫婦等による共同申請や女性の活躍に資する施策の更なる周知が必要である。 ・このため、共同申請のメリットを農業者に周知するために作成した資料を活用しながら、市町村等を通じて共同申請を推進する。 <p><補助事業等の活用></p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性活躍に資する補助事業等を継続的に措置するとともに、引き続き周知していく。 	認定農業者数に占める女性の割合	-	-
243	②	「農業女子プロジェクト」や「海の宝！水産女子の元気プロジェクト」における企業や教育機関との連携強化、地域活動の推進により女性農林水産業者が活動しやすい環境を作る。	農林水産省	<ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクトの活動を通じ、女性農林水産業者の知恵を活かした、新商品やサービス開発等を行うことで、社会全体での女性農林水産業者の存在感を高め、女性農林水産業者自らの意識の改革・経営力の発展を促すとともに、グループ間の交流や地域を越えた全国グループが誕生するなど地域活動の活性化が図られ、女性農林水産業者が活動しやすい環境づくりを促進した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・取組の継続により、プロジェクトに取り組む農業及び水産を中心にメンバー数及び参画する企業は着実に増加し、地域・年代を越えたネットワークの拡大により活動の幅が広がり、SNSのフォローも増加するなど、社会全体における農林水産業に関わる女性の存在感を高めることに貢献した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、社会全体における農林水産業の存在感を高めるため、プロジェクトに参加するメンバーや企業等の拡大を図り活動の活性化に取り組む、SNSやイベントを通じた情報発信を積極的に行うことで、女性農林水産業者が活動しやすい環境づくりを推進するとともに、メンバーの多様性を活かした人材育成機能を強化する。 	-	-	-

◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
244	③	家族経営協定の締結による就業条件の整備を推進する。また、家族経営協定を締結した女性農業者に対する融資の活用を促進する。	農林水産省	<p><家族経営協定の締結による就業条件の整備の推進></p> <ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結のきっかけや経営改善等の効果等をまとめた事例集を公表。 ・家族経営協定の推進に関する都道府県・市町村での推進予算や支援措置等をとりまとめ、都道府県担当者等と共有し、取組の横展開を促進。 ・都道府県が実施する家族経営協定の締結に向けた相談会等の開催等を支援。 <p><家族経営協定を締結した女性農業者に対する融資の活用を促進></p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業経営者や家族経営協定を締結した農業者に対して、農業近代化資金や経営体育成強化資金の活用に向けて、都道府県や融資機関を通じて資金制度を普及。 	<p><家族経営協定の締結による就業条件の整備の推進></p> <ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定締結については、新規の締結農家数は毎年1,500戸前後で増加しているが、全体では、離農や法人化等による解消件数が一定程度あり、締結農家数の総数は毎年500戸前後で増加した。 <p>【家族経営協定の締結数：58,799件（令和元年度）→60,020件（令和4年度）】</p> <p><家族経営協定を締結した女性農業者に対する融資の活用を促進></p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業経営者や家族経営協定を締結した農業者に対して、農業近代化資金や経営体育成強化資金の活用に向けて、対象となる資金の内容を農林水産省ホームページに掲載し幅広く周知した。 	<p><家族経営協定の締結による就業条件の整備の推進></p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、都道府県等が開催する女性活躍の理解促進のための研修会等において、令和5年度に作成した夫婦間の農業・家事等の分担状況を見直すためのワークシートも活用し、家族経営協定の締結に向けたきっかけづくりを推進する。 ・都道府県等における家族経営協定の締結に向けた相談会等の開催等を引き続き支援し、家族経営協定の締結を推進する。 ・家族経営協定を締結した女性農業者に対する融資の活用を促進 ・各資金の活用促進に向けて、引き続き各資金制度の普及に努める。 	家族経営協定の締結数	-	-
245	④	女性の活躍推進に取り組む優良経営体（WAP：Women's Active Participation in Agriculture）の普及を推進する。	農林水産省	<ul style="list-style-type: none"> ・農業の未来をつくる女性活躍経営体100選（WAP100）として女性活躍推進に取り組む102の農業経営体を認定・表彰し農業界の先進的な取組の普及啓発を実施した。 ・ロールモデルとなる女性活躍経営体を全国へ展開（セミナー・ポータルサイトの開設等）するとともに、農林水産省HP等を通じて周知・普及を図っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・女性が働きやすい労働環境整備など、女性活躍に取り組む経営体の優良事例としての機能を果たしている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き農林水産省や農業団体HPIにおける周知、普及啓発を行う。 	-	-	-
246	⑤	女性グループが行う漁業生産活動に対する融資の活用を推進することにより、女性が行う水産業に関連する経営や起業等を支援する。	農林水産省	<ul style="list-style-type: none"> ・女性グループが行う漁業生産活動に活用できる無利子資金（沿岸漁業改善資金）について、普及啓発活動を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・当該制度の普及活動を行ったことで、一定の施策の目的を果たしている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・沿岸漁業改善資金は都道府県が行う融資であり、都道府県を通じて制度の普及活動に引き続き努める。 	-	-	-
247	⑥	女性の就農希望者等に対し、就農相談会、農業法人による会社説明会、就農促進PR活動、農業者による農業高校への出前授業等を通じて、農業への理解を促進し、円滑な就農を支援する。	農林水産省	<ul style="list-style-type: none"> ・農業女子プロジェクトにおいて、大学等の教育機関と農業女子メンバーが連携し農業を志す学生の意識向上に向けた活動を行う「チームはぐくみ」を実施し、現在10校が参画。 ・女性の就農希望者に対し、就農相談会での女性農業者による相談対応、農業法人による就職・転職説明を実施する相談会、就農促進のために、目標となるような農業者を「ロールモデル農業者」として紹介するPR活動等を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学生が農業女子メンバーを通して農業を学ぶことで、農業を職業選択の1つとして考えるきっかけを作ることができた。 ・各種相談会における女性の就農希望者は令和5年度の開催における来場者アンケートでは女性来場者が31%と、一定の来場があるものの、男性来場者と比較すると比率が低いことから、一層の取組が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・はぐくみ参画校を増やし、地域で活躍する女性農業者と学生の繋がりを継続して作り、若い女性の職業選択肢に『農業』を加え、将来の農業者増加に努める。 ・女性の就農希望者に対し、農業への理解を促進し、円滑な就農を支援するためには、引き続き就農相談会や女性の農業者に関する情報発信を実施する。 	-	-	-

◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
248	⑦	女性農業者の農業者年金への加入を促進する。	農林水産省	<ul style="list-style-type: none"> ・第5次男女共同参画基本計画を踏まえ、所管する独立行政法人農業者年金基金（以下「基金」という。）の第5期中期目標に「女性農業者の加入の拡大」を設定し、それに即し加入推進の取組が積極的に行われるよう基金を監督・指導した。 ・令和5年度から令和9年度末までに女性農業者の新規加入者を3,400人以上確保する目標に対し、令和5年度には705人の加入実績があった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・目標達成に向け順調に加入推進の取組が行われている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、女性農業者の農業者年金への加入推進の取組が積極的に行われるよう基金を監督・指導する。 	-	-	-
249	⑧	労働時間の管理、休日・休憩の確保、男女別トイレの整備、キャリアパスの提示やコミュニケーションの充実など、女性が働きやすい環境づくりを推進する。	農林水産省	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年以降、農業法人等に対し男女別トイレや更衣室の確保等、女性農業者が働きやすい環境の整備を支援した。 ・農業法人等に対し、就業規則の策定や労務マネジメント体制の強化、キャリアパスの見える化等、就労条件改善の取組を支援し、女性農業者が働きやすい環境づくりを推進している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・女性が働きやすい環境整備を実施した農業法人等において女性雇用者の満足度の向上していること、女性農業者の雇用の増加に繋がっていることを確認。 	<ul style="list-style-type: none"> ・農業経営体の女性活躍推進法や次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定、実行や就労条件改善の取組を推進し、ソフト・ハード一体的な女性が働きやすい環境整備を進める。 	-	-	-
250	⑨	女性農業者の子育てと仕事の両立を地域で一体的にサポートするネットワークの構築を支援する。	農林水産省	<ul style="list-style-type: none"> ・女性農業者の子育てと仕事の両立を地域で一体的にサポートするネットワークを支援するため、若手女性農業者と地域の女性等によるワークシェアの考え方を取り入れつつ女性農業者の託児や農作業代替を地域で一体的に支援。 ・農業法人等に対し、女性が働きやすい環境整備として簡易な改修やリース等による託児スペース等の確保を支援。 	<ul style="list-style-type: none"> ・育児等のサポートを受けた女性農業者において農業経営参画への意欲が高まっていることを確認。 ・女性が働きやすい環境整備を実施した農業法人等において女性雇用者の満足度の向上していること、女性農業者の雇用の増加に繋がっていることを確認。 	<ul style="list-style-type: none"> ・農業法人等への託児施設の確保等女性が働きやすい環境整備への支援を継続し、横展開を促す。併せて、農業経営体における次世代育成支援対策推進法等に基づく一般事業主行動計画の策定、実行を推進し、女性が働きやすい環境整備を進める。 	-	-	-
251	⑩	女性の発想から農山漁村の魅力の掘り起こし・磨き上げ・発信を促進し、また、農山漁村のポテンシャルを引き出して地域の活性化や所得向上に取り組む優良事例を選定し、全国へ発信する。	農林水産省	<ul style="list-style-type: none"> ・ディスカバー農山漁村の宝の応募対象として、「若者・女性・高齢者の活躍する取組」を明記し、女性からの応募が増えるようにPRしている。 ・また、女性からの応募件数を増やすため、関係課を通じて「農業女子プロジェクト」や「海の宝！水産女子プロジェクト」関係者などに応募の働きかけを行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・女性を中心に地域共生社会の核として直売所を運営する団体、伝統食材・地域食の継承活動を行う女性団体、農業×観光で新たな価値を創出する女性など令和3年以降、毎年女性が活躍する事例を選定し、全国へ情報発信している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・女性活躍の優良事例をHPや事例集、イベントなどで情報発信を行い、これらの事例を参考に各地で女性を中心とした取組の増加を目指す。 	-	-	-

◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
3 地域活動における男女共同参画の推進									
252	①	PTA、自治会・町内会等、地域に根差した組織・団体の長となる女性リーダーを増やすための機運の醸成や女性人材の育成を図る。	内閣府	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度に、女性防災士や自治会・自主防災組織等の地域組織に所属する全国各地の女性防災リーダー等を対象としたワークショップを実施し、女性が地域で防災活動を行うに当たっての課題を抽出した。また、地域の防災に取り組む主体となる地方公共団体、自主防災組織、町内会等に対し、防災活動に女性が参画するための取組についてヒアリングを実施し、好事例の収集を行い、女性の防災リーダーが地域で活躍するためのノウハウ・活動事例集を作成した。 ・地域女性活躍推進交付金により、女性自治会長等を育成する、地方公共団体が地域の実情に応じて行う取組を支援した。 ・地域における男女共同参画・女性活躍の推進体制の強化を図るため、地方公共団体等の求めに応じて、地域における男女共同参画促進を支援するためのアドバイザーを派遣している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会長に占める女性の割合は、2023年度時点で、5次計画策定時の数値から1.1%ポイント増加している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動や地域づくりのプロセスに女性の意見を取り入れ、反映することができるよう、地域の実情に応じて、組織・団体の長となる女性リーダーを増やす取組が必要である。 ・引き続き、地域女性活躍推進交付金や地域における男女共同参画促進を支援するためのアドバイザーの派遣により、地方公共団体が行う、PTA、自治会・町内会等の地域に根差した組織・団体の長となる女性リーダーを増やすための機運の醸成や女性人材の育成を図る取組の支援を行う。 	自治会長に占める女性の割合	<ul style="list-style-type: none"> 日本PTA全国協議会役員に占める女性の割合 都道府県・政令指定都市PTA協議会役員に占める女性の割合 PTA会長（小中学校）に占める女性の割合 	—
253	①	PTA、自治会・町内会等、地域に根差した組織・団体の長となる女性リーダーを増やすための機運の醸成や女性人材の育成を図る。	総務省	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年4月に地域コミュニティに関する研究会報告書を公表。本研究会の議論の成果を、各自治体における施策の実施及び自治会等の地域コミュニティでの実践につなげるため、令和4年度に全国説明会や意見交換会を開催するなど、様々な手法で広く周知。 ・また、第33次地方制度調査会答申(令和5年12月)では、地域コミュニティ活動の持続可能性向上の観点から、地域活動のデジタル化や行政協力業務の見直しなどが提言された。 	<ul style="list-style-type: none"> ・多くの自治会等において、加入率の低下や担い手不足等の課題がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・女性をはじめとする多様な人材が自治会活動に参加しやすくなるようにするため、持続可能性の向上の観点から、役員等の事務負担の軽減につながる取組の一環として、地域活動のデジタル化に資する市町村の取組を後押しする。 	自治会長に占める女性の割合	—	—
254	①	PTA、自治会・町内会等、地域に根差した組織・団体の長となる女性リーダーを増やすための機運の醸成や女性人材の育成を図る。	文部科学省	<ul style="list-style-type: none"> ・全国のPTAにおける活動事例のうち、希望する者がPTA役員になることができるなど、自発的な組織改善を行っている取組等を対象に表彰を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・全国のPTAにおける活動事例のうち、希望する者がPTA役員になることができるなど、自発的な組織改善を行っている取組等を対象に表彰を行うことで、女性リーダーを増やすための機運の醸成に資した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、表彰の取組を行うとともに、PTAの全国組織に対し、働きかけを行う。 	自治会長に占める女性の割合	<ul style="list-style-type: none"> 日本PTA全国協議会役員に占める女性の割合 都道府県・政令指定都市PTA協議会役員に占める女性の割合 PTA会長（小中学校）に占める女性の割合 	—

◆第5次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

No	施策番号	施策内容	担当府省	主な施策の取組状況	取組に対する評価	今後の方向性、検討課題等	関連する5次計画の成果目標	関連する5次計画の参考指標	参考データ、関連政策評価等
255	②	学校・保育所の保護者会（PTA等）や自治会・町内会など、学校・園関連の活動や地域活動について、男女ともに多様な住民が参加しやすい活動の在り方を提示するとともに、優良事例の横展開を図る。	内閣府	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度に、地域の防災に取り組む主体となる地方公共団体、自主防災組織、町内会等に対し、防災活動に女性が参画するための取組についてヒアリングを実施し、好事例の収集を行い、女性防災リーダーが地域で活躍するためのノウハウ・活動事例集を作成した。 ・地方公共団体が多様な主体による連携体制の構築の下で地域の実情に応じて行う取組を地域女性活躍推進交付金によって支援しているところ。 ・本交付金の「活躍推進型」においては、自治会を始め地域活動への女性参画を促進する取組などを支援している。 ・地域における男女共同参画・女性活躍の推進体制の強化を図るため、地方公共団体等の求めに応じて、地域における男女共同参画促進を支援するためのアドバイザーを派遣している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・女性防災リーダーが地域で活躍するためのノウハウ・活動事例集の作成や地域女性活躍推進交付金やアドバイザー派遣による地方公共団体を実施する自治会を始め地域活動への女性参画を促進する取組への支援等により、優良事例の横展開等が図られている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動については、男女ともに多様な住民が参加しやすい環境を整備していくことが重要である。 ・引き続き、地域女性活躍推進交付金やアドバイザーの派遣により、PTA、自治会・町内会等の地域に根差した組織・団体の活動について、地方公共団体が行う取組を支援していくことが必要である。 	-	-	-
256	②	学校・保育所の保護者会（PTA等）や自治会・町内会など、学校・園関連の活動や地域活動について、男女ともに多様な住民が参加しやすい活動の在り方を提示するとともに、優良事例の横展開を図る。	総務省	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年4月に地域コミュニティに関する研究会報告書を公表。自治会・町内会などの地域活動について、男女ともに多様な住民が参加しやすい活動のあり方を提示し、令和4年度に全国説明会や意見交換会を開催するなど、様々な手法で周知。 ・また、第33次地方制度調査会答申(令和5年12月)では、地域コミュニティ活動の持続可能性向上の観点から、地域活動のデジタル化や行政協力業務の見直しなどが提言された。 	<ul style="list-style-type: none"> ・多くの自治会等において、加入率の低下や担い手不足等の課題がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会・町内会などの地域活動について、男女ともに多様な住民が参加しやすくなるようにするため、持続可能性の向上の視点から、役員等の事務負担の軽減につながる取組の一環として、地域活動のデジタル化に資する市町村の取組を後押しする。 	-	-	-
257	②	学校・保育所の保護者会（PTA等）や自治会・町内会など、学校・園関連の活動や地域活動について、男女ともに多様な住民が参加しやすい活動の在り方を提示するとともに、優良事例の横展開を図る。	文部科学省	<ul style="list-style-type: none"> ・全国のPTAにおける活動事例のうち、希望する者がPTA役員になることができるなど、自発的な組織改善を行っている取組等を対象に表彰を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・全国のPTAにおける活動事例のうち、希望する者がPTA役員になることができるなど、自発的な組織改善を行っている取組等を対象に表彰を行うことで、男女ともに参加しやすい活動の在り方を提示するとともに、優良事例の横展開を図ることができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、表彰の取組を行うとともに、PTAの全国組織に対し、働きかけを行う。 	-	-	-